

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会
(第1回)
議事要旨

日時：令和3年3月12日（金曜日）10時00分～11時45分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、設楽委員、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、別所様、神谷様、清水様、石井様

議題

標準必須特許ライセンス紛争を巡る状況について

議事概要

<事務局より開会の挨拶>

<座長の選任>

<事務局より資料の説明>

<討議（主なご意見）>

○標準必須特許ライセンス紛争を巡る状況について

- 多数の企業にとってはコストの掛かる裁判や仲裁を避けた方が良いことを踏まると、ワンストップでライセンスを受けられるパテントプールの活用が合理的。ライセンス料が合理的な金額で維持されるよう独禁法等を活用することも重要。
- 当事者が不誠実な行動をとる蓋然性が高い場合や、交渉過程に問題がある場合等に、当局に相談できる仕組みがあると良いのではないかと。また、共同でライセンスを受ける組織も検討し得るのではないかと。
- 海外同様に我が国でも、裁判所の判決と政策文書の双方を通じた発信強化が必要ではないかと。また、ライセンス交渉過程における情報開示等の在り方について考え方を整理し、一定のルール作りができれば望ましい。
- 欧州を中心とした実施者に厳しい判決の増加に加え、中印独米間のA S I合戦も激化しており、海外動向を認識して交渉に臨む必要性が高まっている。また、ライセンス交渉過程のルール検討に際しては、目的の整理が必要なのではないかと。
- ライセンス交渉過程の透明化に向けた事前ルールは必要ではないかと。検討に当たっては、デジタルプラットフォームに関するE Uや日本の法制度も参考になる。S E Pを巡る課題が多岐に渡る中、本研究会では検討の骨格を示すことが重要。

- 業界によってSEPに対する考え方は異なっている。産業界の出席者よりライセンス交渉の実態を共有してもらった方が良いのではないか。
- ライセンス交渉の主体は大企業ばかりではない。中小企業も含めて、実施者側の複数の企業による団体交渉という希望も、今後出てくるのではないかと。
- 誰がライセンス交渉の主体になるのかという点について関心がある。また、ライセンス交渉過程について、本研究会の検討を通じて、一定のルール化の方向性が見えてくると良い。
- SEPを巡る課題について検討を進める際には、サプライチェーンの構造に鑑み、適正な負担の在り方についても検討する必要があるのではないかと。
- 日本企業間の交渉では、行動規範を定めることに一定の効果があるが、外国企業が相手になると、そういった行動規範を理解できないことも多いのではないかと。外国企業に対しても通用するものを作成する必要があるのではないかと。
- 紛争の要因は、権利者と実施者の分離、実施者の多様化、製品の多様化の3つ。また、ライセンス交渉過程の検討に際しては、目的の設定や、手段の選択、その手段に実効性があるのか、といった点について検討が必要なのではないかと。
- SEPライセンス取引について、中小企業が不当な取引を強いられないような取引環境になるよう配慮して頂きたい。
- 中小企業にとって、ライセンス交渉過程の予見可能性が高まるような検討を期待したい。
- ライセンス交渉過程での情報開示の必要性について、委員に言及いただいた点は心強い。権利者側が多く情報を持っている現状において、ライセンス交渉過程において、検証可能な状態で情報開示を行うことが重要ではないかと。
- 今後のライセンス取引環境の適正化に向けては、透明性確保、予見可能性向上、情報格差の是正が重要ではないかと。

<座長より次回以降の見通しの説明>

- 次回の会合では、ライセンス交渉過程における当事者間での情報提供等のルールについて検討する予定。その他のご意見についても、論点を整理した上で、今後検討を行う予定。

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室

電話：03-3501-1511